

ごみステーション使用について

最近ごみステーション使用においてルール違反が目立ちます。
今一度ごみステーションの使用について確認をお願いします。

町内会で管理している ごみステーションは、
(町内会員+許可者) しか使用出来ません。

※許可者とは **ルールを守る方・掃除当番をする方で、
組内の方々が了解された方**

理由：芦田町内会として市に申請し、町内会費を使って
管理（整備・清掃・ネット購入交換etc）しているため

ごみステーション使用 ルール

- 1) 家庭ごみ収集日程表に基づき指定された”ごみ”を
当日の朝8時までに捨てる。
前日に捨てることはルール違反です！！



- 2) 収集可能か不安な場合は、家庭ごみの分け方・
出し方を確認する。また、ごみ分別ガイドブック
を確認する。それでも不安な場合は回収後に自分
で確認し、残っていたら持ち帰る。



- 3) 燃えるごみの日の”ごみ”で生ごみはネットをきちんと
掛ける。 場合によっては、段ボール・
雑草・伐採木はネットの外に置く。



- 4) 回収後に残った”ごみ”は清掃当番が片付ける。
※残っていると、更に捨てられ管理できなくなる。

- 5) ルール違反者・許可者以外の使用を確認した場合は、皆さんで注意しましょう！！
許可者においてもルールを守らない方は、許可を取り消します。

※ (町内会員+許可者) 以外の方はどうすればよいか？ :

福山市回答：福山市クリーンセンター（箕沖町）に直接持参する。
若しくは回収車に直接渡す。

その他、不明な場合は福山市廃棄物対策課（926-1073）に
連絡して下さい。